９ 開発相談・申請等の窓口

＜ 開発相談・申請等の窓口（熊本市、八代市、天草市を除く） ＞

相談・申請窓口	所在地・電話番号	担当地域等
土木部建築住宅局建築課 宅地指導班 （熊本県庁本館１２階）	〒862-8570 熊本市中央区水前寺６－１８－１ 096－333－2542	・開発審査会付議事項・5ha以上の開発
県央広域本部土木部景観建築課 （熊本土木事務所）	〒862-8570 熊本市中央区水前寺６－１８－１ 防災センター5階 096-333-2793	・宇土市・宇城市・下益城郡・上益城郡 ・上天草市・天草郡
県北広域本部土木部景観建築課 （菊池総合庁舎別館2階）	〒861-1331 菊池市隈府１２７２－１０ 0968－25－2729 0968－25－2724	・荒尾市・玉名市・玉名郡・山鹿市・菊池市 ・合志市・菊池郡・阿蘇市・阿蘇郡
県南広域本部土木部景観建築課 （八代総合庁舎4階）	〒866-8555 八代市西片町１６６０ 0965－33－3117	・八代郡・水俣市・芦北郡・人吉市・球磨郡

○ 50,000㎡以上の開発行為に関する窓口はすべて県庁土木部建築住宅局建築課です。

○ 50,000㎡未満の開発行為に関する窓口は次の表のとおりです。

区域区分等		規模・面積等	所管部局
市街化区域		1,000㎡以上50,000㎡未満	県央広域本部土木部 県北広域本部土木部
市街化調整区域	**法第34条第1号～第13号**	50,000㎡未満	県央広域本部土木部 県北広域本部土木部
	法第34条第14号	すべて	土木部建築住宅局 建築課
非線引都市計画区域 ・ 準都市計画区域		3,000㎡以上50,000㎡未満 （荒尾都市計画区域にあっては、1,000㎡以上50,000㎡未満）	各広域本部土木部
上記以外の区域		10,000㎡以上50,000㎡未満	各広域本部土木部

※1 この表は都市計画法第29条の開発行為の許可に関するものです。この他の許可・届出等についてもこの表に準じています。

※2 申請等の際は開発区域の属する市町村を経由して申請書等（着工届を除きます。）を提出する必要があります（ただし、「上記以外の区域」を除きます。）。

＜ 熊本市、八代市、天草市における開発の相談や申請等の窓口は、以下のとおりです。 ＞

○ 熊本市：熊本市都市建設局開発指導課（※ 連絡先 096－328－2507）

○ 八代市：八代市建設部建設政策課（※ 連絡先 0965－33－4116）

○ 天草市：天草市建設部建設総務課（※ 連絡先 0969－32－6794 内線1452）